

## 門真市路上喫煙の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、門真市路上喫煙の防止に関する条例（平成31年門真市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(路上喫煙禁止区域の指定の告示事項)

**第2条** 市長は、条例第5条第2項の規定により告示をするときは、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 路上喫煙禁止区域として指定した区域
- (2) 路上喫煙禁止区域として指定した年月日
- (3) 時間を限って指定した場合にあっては、指定した時間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(告知及び弁明の機会の付与)

**第3条** 市長は、条例第8条の規定により過料の処分を行おうとするときは、当該処分の名宛人となるべき者に対し、あらかじめ告知書（様式第1号）により告知し、期限を定めて弁明の機会を付与するものとする。

2 前項の弁明は、当該処分の名宛人となるべき者が、定められた期限までに弁明書（様式第2号）を市長に提出して行わなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、口頭により行うことができる。

(過料の処分の通知)

**第4条** 市長は、条例第8条の規定により過料の処分を行うときは、当該処分の名宛人に対し、過料処分決定通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(細則)

**第5条** この規則に定めるもののほか、路上喫煙の防止に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。